

選挙管理委員会事務局

令和7年（2025年）11月21日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例の骨子 ………	1～2

1 函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の額を改正するため

(2) 改正内容

ア 選挙運動用ビラの作成の公費負担の額（第5条の4関係）

（現行） 7円73銭→（改正後） 8円38銭

イ 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額（第8条関係）

(ア) 印刷単価

（現行） 541円31銭→（改正後） 586円88銭

(イ) 固定費

（現行） 12万1,000円→（改正後） 31万6,250円

(3) 施行期日

ア この条例は、公布の日から施行する。

イ 改正後の函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

**函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額等)</p> <p>第5条の4 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額等)</p> <p>第8条 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>12万1,000円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額等)</p> <p>第5条の4 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額等)</p> <p>第8条 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に支払う。</p>